

農業委員会制度・組織改革に向けての基本的な考え方等について

平成26年4月2日  
全国農業会議所

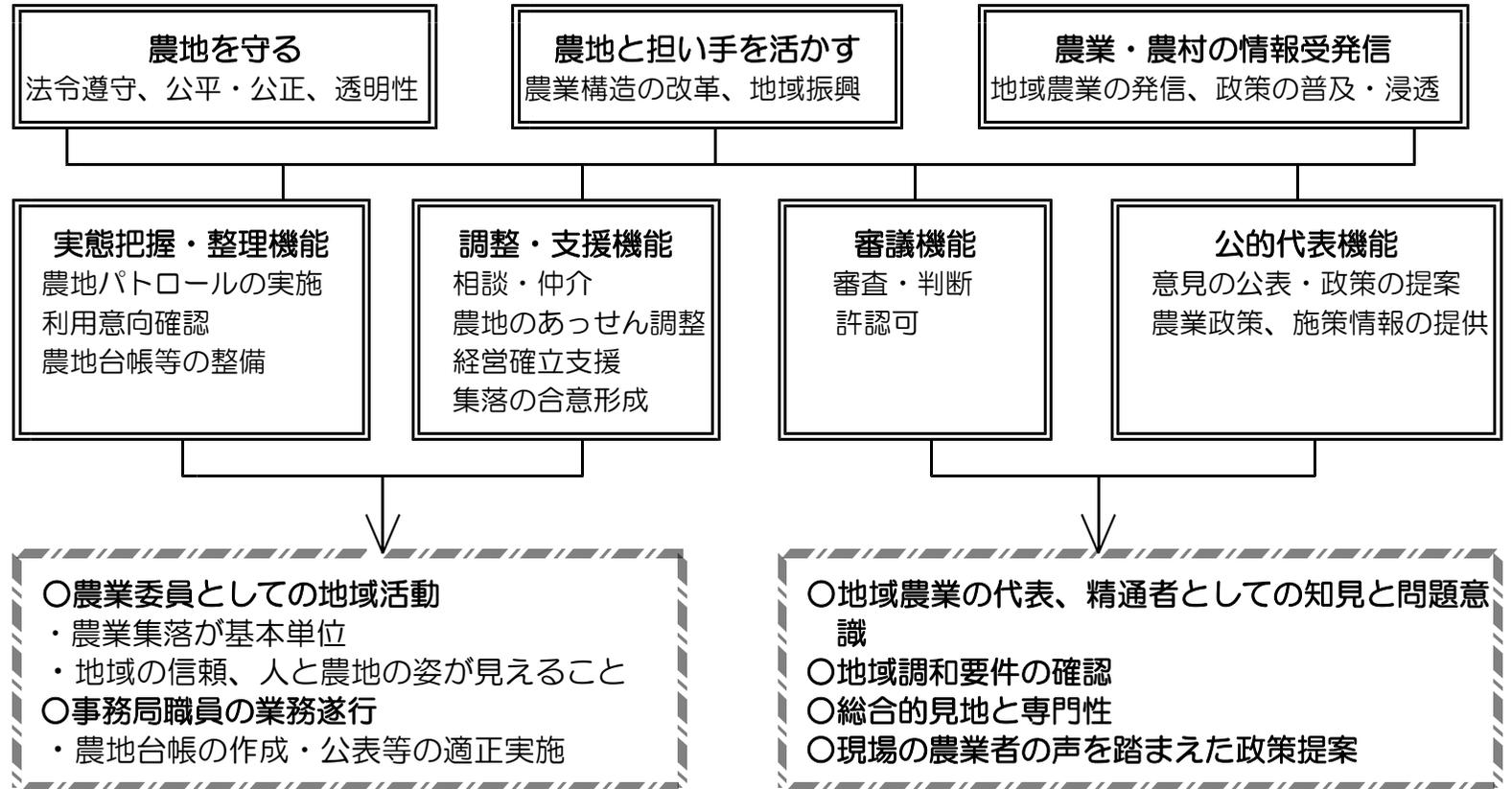
I. 農業委員会制度・組織改革に向けての基本的な考え方について

農業委員会は、昭和26年の制度発足以降、「農地改革から農業改革へ」をスローガンに、「土地（農地）と人（担い手）」対策を柱に、農業における構造政策推進の中心的な役割を果たしてきている。今日、農業の成長産業化と美しい農村の維持・発展に向けた「農林水産業・地域の活力創造プラン」のもとで、農業委員会系統組織として制度・組織の改革に自ら主体的に取り組み、農地の確保・有効利用と担い手の経営確立の実現を期すこととする。その基本的な考え方を整理すると以下の通り。

項 目	改革の目的・視点及び検討事項
<p>I. 農業委員会制度・組織改革の目的と視点</p>	<p>1. 改革の目的  <u>農業を成長産業にして、農家の所得を増やし、農村を元気にするために</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会系統組織として、自らの改革を図りながら全力で農業・農村の再構築に取り組む</li> <li>○特に460万ha（約5,000万筆）の農地に精通し、責任をもつ立場に依拠、「農地を守り、有効利用する」ことを通じて実現（一翼を担う）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①担い手へ農地を集積・集約</li> <li>②耕作放棄地の発生防止と解消</li> <li>③「新たな農業のパートナー作り」の推進</li> </ul> </div> <p>2. 改革の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の活力・エネルギーの最大限の発揮</li> <li>○開かれた農業・農村・農業委員会の実現</li> <li>○公平性・公正性・透明性を徹底的に追求した組織構成と運営の確保</li> </ul>

Ⅱ. 農業委員会の役割と機能の明確化

《農業委員会の3つの役割・4つの機能》



Ⅲ. 農業委員会の制度・組織改革の検討事項

1. 業務のあり方

◎視点

許認可的な業務と振興的な業務は両者相俟って効果が発現

(1) 地域での「人と農地の問題の解決」

- 地域で「人と農地の問題の解決」に向けた農業者による協議の場の設置・実施に農業委員全員で取り組む
- 農業への新規就農や企業誘致のための地域の条件整備・合意形成に取り組む

(2) 担い手への農地利用集積の加速

→遊休農地の所有者等の意向調査を徹底し、農地の出し手・受け手の掘り起こしによる利用集積に取り組む

→このため、農業委員会業務を遂行するための農業委員の分担業務として、「農地の利用状況調査の実施」、「遊休農地所有者等の利用意向調査の実施」、「農地の出し手・受け手の把握・調整活動」等の地域活動の役割（所掌事務）を法律に明記することの検討

(3) 6次産業化等への積極的な取り組み

→商工業者、専門家等の選任委員としての参画によりその知見を反映させる

2. 組織・構成のあり方

◎視点

- 代表制を担保するための公選制の維持
- 「無投票が多い」、「誰が農業委員か分からない」との声への対応
- 農業者の内部だけでものごとを決めているとの声への対応

(1) 公選制による地域の農業者の代表としての位置づけの確保

→「農業者の農業委員会に対する理解と認識・責任の保持」、「農業者の信任を源泉とする農業委員会の指導力の保持」、「農業者の自主的活動による行政執行の正当性の確保」の観点から農業委員の選出に当たっては公選制を維持

(2) 選挙権・被選挙権の見直し

- ①選挙権の拡大（農業生産法人従業員、農業生産法人以外の法人の農業常時従事役員等に選挙権を付与）を検討
- ②選挙権と被選挙権の分離（選挙権は農地取得の下限面積以上、被選挙権は認定農業者等）を検討
- ③投票所における候補者名一覧の掲示等を検討
- ④耕作の業務を行う者と同居していないが、農業には従事している親族又はその配偶者の選挙権・被選挙権の付与を検討
- ⑤農業委員会選挙人名簿の作成事務の効率化（耕作従事日数の把握等）を検討

(3) 環境変化に対応した組織体制の整備強化

①6次産業化等農業の範囲の拡大への対応と農業者だけで決めているとの声への対応

ア. 議会推薦の選任委員は商工業者、専門家等非農業者等を優先(公募等の検討)することを検討

イ. 議会推薦の選任委員として、別途新たに女性枠2名の創設を検討

ウ. 審査方法の公平性・公正性・透明性の確保

○許認可に当たって、地域における農業委員による事前の実態確認を位置づけた上で、許認可の審議について、農業者以外の者の参与の割合を高めることを検討

○地域の農地面積に対応した十分な活動を確保するための農業委員(選挙委員)の上限定数の弾力化を検討

②許認可や意見具申にあたって、申請者に対し判断の根拠を示すなど、透明性をより強化する取り組みを行うことを検討

(4) 事務局体制・財源の充実

①農業委員会事務局職員の定数と一定の在職年数の確保を検討

②農業委員会業務を遂行するのに必要な財源確保を検討

3. 運営のあり方

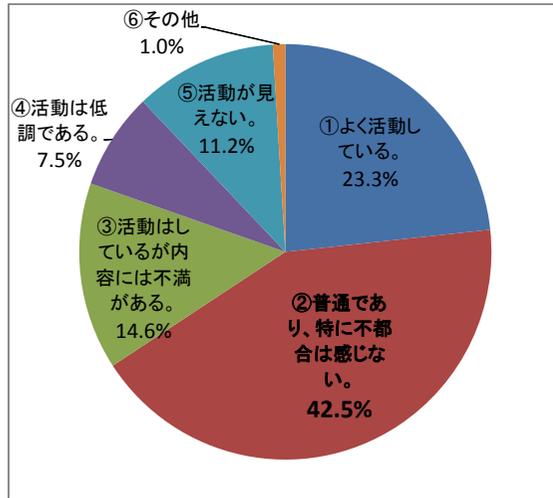
◎視点

○農業委員会の活動が目に見えない等の声への対応

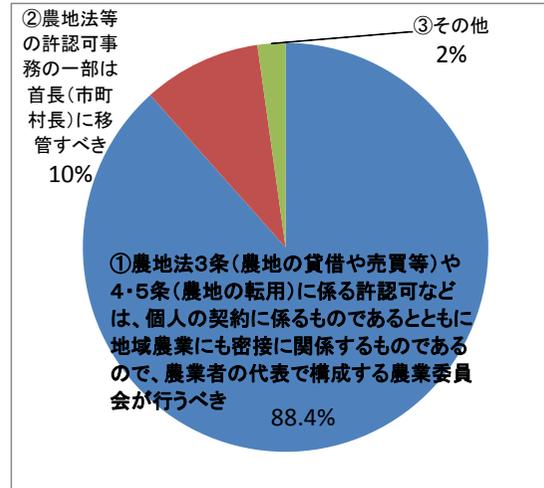
○都道府県農業会議に外部の有識者を加えた「事業評価委員会(仮称)」を設置し、事業評価プロセス(PDCAサイクル)の導入・推進による農業委員会の活動支援を検討

【参考】「農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議のためのアンケート（農業委員会・農業者）」より抜粋  
 平成26年2月実施 農業委員会1,710委員会対象（1,393回収／1,236集計）、農業者500経営体目標（462回収／410集計）

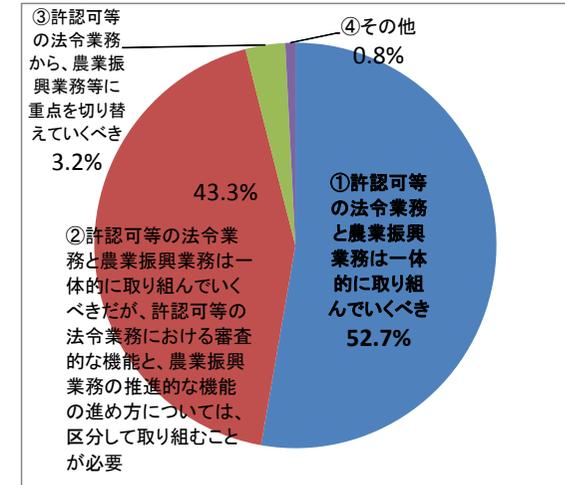
農業委員会の活動の評価について  
 【農業者】



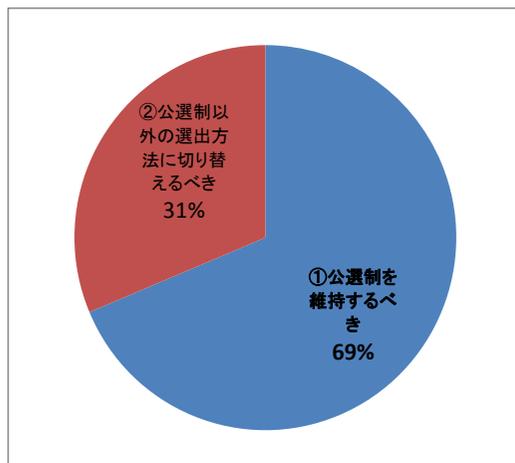
農業委員会の許認可業務の実施について  
 【農業者】



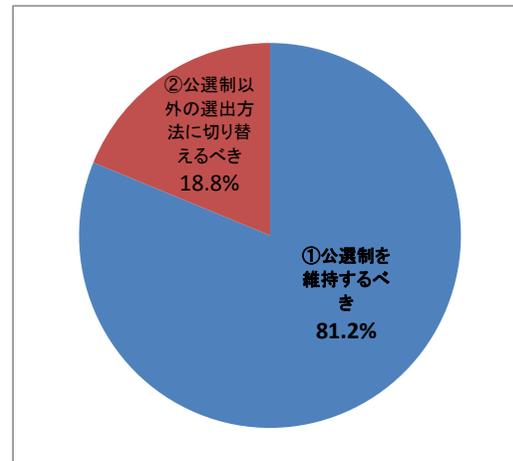
許認可等の法令業務への取り組みの必要性について【農業委員会】



公選制を維持すべきか、公選制以外の方法に切り替えるべきか  
 【農業者】



【農業委員会】



## Ⅱ. 農地の活用・保全における農業委員会のあり方について（「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」で対応）

### 1. 農地管理と有効利用に向けた機能の発揮

#### （1）農地情報の把握と農地台帳の精度向上

- ① 農地パトロール（利用状況調査）結果の農地台帳への反映及び遊休農地分布図を作成
- ② 選挙人名簿登載申請時等における筆別表の全戸配布による台帳補足調査と、調査結果に基づいた台帳の補正を実施
- ③ 上記②にあわせた農家ごとの規模拡大・縮小の意向、農地一筆ごとの貸付意向等の把握
- ④ 住民基本台帳、固定資産課税台帳との照合による精度の向上
- ⑤ 相続情報の把握

#### （2）農地台帳及び地図の公表への対応と整備・運用体制の構築

- 農地台帳及び地図の公表への対応
  - ・「農地情報公開システム整備事業」で整備する一元的電子マップシステムで公表できるよう、台帳システム等を整備
  - ・法令等で農業委員会窓口での提供に円滑に対応するため、台帳システムの改修と、公表手続きの条例化を推進

#### （3）遊休農地の発生防止・解消対策の強化

- 農地パトロールによる地域の農地利用の総点検と農地台帳の整備
  - ・農地の有効利用や遊休農地解消のため、管内の全農地を「農地パトロール」（利用状況調査）を実施し、農地を総点検

### 2. 担い手への農地利用集積の推進

#### （1）認定農業者や集落営農等の掘り起こし

- ① 認定農業者等担い手の確保・育成の推進
- ② 集落営農の組織化・法人化の推進

#### （2）担い手への農地利用集積の推進

- ・「出し手」（農地所有者）の「掘り起こし」と「意向把握」をし、農地の「受け手」との利用調整（マッチング）を行う

#### （3）新たな農業のパートナーづくりの推進（企業等の農業参入促進）

- ① 新規就農の促進、
- ② 農業生産法人の広域展開の支援、
- ③ 農業生産法人以外の法人等（解除条件付き賃貸借）の農業参入を促進する「新たな農業のパートナーづくり」を推進